令和5年度 第3回公募

道路高架下の占用許可申請者応募申込書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

(〒 -)
住 所(所在地)
氏 名(フリガナ)
法 人 名 実印
代表者氏名(フリガナ)
電 話

(事務担当者)

※事務担当者は上記法人に所属する担当者に限る。

※個人で申し込む場合は事務担当者欄への記載不可

所属部署

(〒 −)

住 所 (所在地)

氏 名(フリガナ)

電 話

令和5年度第3回公募道路高架下の占用許可申請者募集に参加したいので、募集要項の各条項を承知のうえで、下記のとおり応募価格を添えて申し込みます。

記

1 応募価格等

物件番号 利用計画			応募価格(年額占用料)							
第一号	別添利用	億	千 万	百万	拾 万	万	千	百	+	_
クリスタイプ (物件番号を記入してください。)	計画書のとおり		1	1					1	0円

- ※ (1)応募価格は、大阪府が設定する最低占用料以上の金額を記入してください。
 - (2)金額はアラビア数字で記入してください。
 - (3)初めの数字の頭に¥をいれてください。
- 2 添付書類(内容については、募集要項で確認願います。)
 - ① 印鑑証明書
- ② 誓約書(指定様式。2種類)
- ③ 高架下利用計画書
- ④ 証明書類等

誓約 書

私は、大阪府が実施する「令和5年度第3回公募道路高架下の占用許可申請 者募集」の応募申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 道路高架下の占用許可申請者募集要項第3に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2 道路高架下の占用許可申請者募集要項、物件明細書その他関係法令をすべて遵守します。
- 3 占用許可に際しては、現状有姿で占用許可を受け、現地におけるアスファルト舗装やネットフェンスなどの道路の施設又は工作物の撤去等現状変更については、大阪府の指示に従います。
- 4 高架下利用に関する隣接者、地域住民及び関係機関との調整については、 すべて自己の責任において行います。
- 5 募集結果に関しては、大阪府のホームページ等にその内容(物件所在地、 面積、決定者名及び応募価格)が公表されることに同意します。
- 6 高架下利用は、暴力団の利益になり、又はそのおそれのあるものではあり ません。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (フリガナ)

(法人名・代表者氏名) (フリガナ)

実印

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたと	はい・いいえ
きは、速やかに提出します。	
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪	はい・いいえ
府警察本部長へ提供することに同意します。	100 0 72
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第	
77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序	はい・いいえ
等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又	140, - 6,6,7
はその他これに類するものの用に供してはならないことに同意します。	

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

高架下利用計画書

応募者氏名 (法人名)				
物件番号	第	号	物件所在地	

	占	用	目	的	及	び	概	要
(占用目的)								
(概 要)								

· 直] [図

- ※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の占用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。
- ※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は占用許可がされないことがあります。

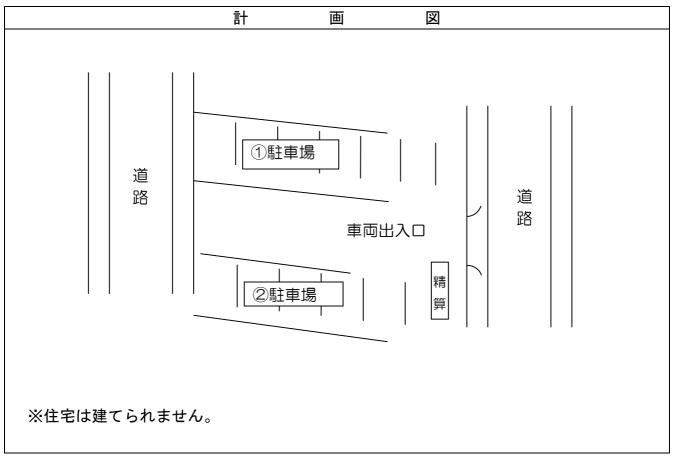
高架下利用計画書

応募者氏名	i(法人名)	00 00			
物件番号	第〇号	物件所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇一〇		

占 用 目 的 及 び 概 要

(使用目的)
駐車場

(概 要)
① 部分は、月極駐車場とする。
② 部分は、時間貸駐車場とする。
イメージは下記のとおり。



- ※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、 対象物件の占用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。
- ※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は占用許可がされないことがあります。

役 員 一 覧 表

(法人名)

役職名		(フリガナ) 氏 名	生年月日
ſ			
	役員一覧表は申請	候補者のみの提出書類に	-
	なります。		

役 員 一 覧 表

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
代表取締役社長	大阪太郎	S 4 2. 3. 2
専務取締役	_{ナニワ} ハナコ 浪速 花子	S 4 4. 9. 6
常務取締役	ョウチ カシジロウ 用地貸次郎	S 4 5. 1 2. 1
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S 5 1. 1 1. 3

- ※法人登記に登記されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。
- ※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。
- ※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するため に利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。

土 地 一 時 使 用 契 約 書(案)

北大阪急行電鉄株式会社(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは北大阪急行電鉄高架下の土地の一時使用(以下「使用」という。)について、次のとおり契約を締結する。

(土地の使用条件)

- 第1条 甲は、対象となる土地(以下「土地」という。)を、乙が駐車場用地として使用することを認める。 乙は、その他の目的のために使用してはならない。
 - 2 駐車場施設の改修・新設工事については、鉄道施設と近接となるため、甲に近接施工協 議書を提出し、承認を得てから工事を行うこと。
 - 3 土地利用に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、全て 乙の責任において行うこと。
 - 4 平面駐車場(コインパーキングを含む。)の利用を想定しており、プレハブ等の簡易構造物であっても設置しないこと。
 - 5 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置しないこと。
 - 6 政治的又は宗教的用途に使用しないこと。
 - 7 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用しないこと。
 - 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第 1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの(原 則として営業時間を問わない。)を含む。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、 同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業(例:成人向けDVD ショップ等)の用途に使用しないこと。
 - 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指 定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途又は同 法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用 途に使用しないこと。
 - 10 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の 関係法令及び要綱等に違反する用途に使用しないこと。
 - 11 その他、住宅の用に供する等甲が適さないと判断した用途に使用しないこと。
 - 12 第三者をして5から11までのいずれかの用途に使用させないこと。

(土地の使用期間)

第2条 この契約の使用期間は、2024年4月1日から2029年3月31日まで最大5年間とする。

(土地の使用料)

第3条 土地の使用料は、評価額×(7.4/100)×貸付面積とする。

※(参考)2023年度土地使用料 年額 金0,000,000円。

- 2 乙は、前項の年額使用料を、契約締結日後20日までに、甲の指定する方法により支払うものとする。
- 3 次年度の使用料については前年度末までに甲の指定する方法により支払うものとする。
- 4 既納した年額使用料については返還しないものとする。

(転貸等の禁止)

- 第4条 乙は、土地を第三者に転貸し、又はこの契約に基づく権利を譲渡してはならない。
 - 2 事業目的が第三者に対する賃貸借(賃貸駐車場等)の場合はこの限りでない。

(土地・鉄道施設の管理条件)

- 第5条 乙は、土地の使用について善良なる管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとする。
 - 2 乙は契約後、速やかに情報連絡体制表を作成し、甲に提出すること
 - 3 乙は情報連絡体制表に基づき、鉄道施設に異常があれば、甲に即時連絡すること
 - 4 乙は土地使用地内の平面的な清掃、除草やゴミの不法投棄の除去対応だけでなく、鉄道 施設についても目視で定期的にパトロールを実施して甲に報告すること。
 - 5 何らかの原因で鉄道施設への損害を与えたときは、乙の責任・費用をもって完全に修復すること。
 - 6 鉄道高架下甲用地内の排水設備等の管理は乙の責任において良好な管理を行い機能を損なわないこと。
 - 7 鉄道施設からの雨水や鳥糞等の落下や浸透若しくは鉄道の振動・騒音により、鉄道高架下の駐車場利用者に支障や損害を与えたとしても、甲は責任を負いませんので、防止措置や防護施設に伴う費用等については乙が負担すること。ただし、防護措置や防護施設については甲の承認を得て行うこと。
 - 8 鉄道施設が災害その他不可抗力によって破損し、駐車場利用者に支障や損害を及ぼしたとしても甲は責任を負いませんので、補償等については乙で対応すること。
 - 9 乙は鉄道高架下用地内で発生した事故やその他緊急事態を発見した場合は、速やかに 甲に情報提供を行うこと。
 - 10 甲が鉄道施設の点検検査または修繕工事等のため、鉄道用地に職員または指名業者が 工事等の目的達成のために立ち入る場合、乙は無償で協力すること、また、災害等により 甲が緊急に必要と認めた場合には使用者設置物件の移転、除却等に速やかに応じるととも に、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損 失補償などは一切行いません。
 - 11 乙は、対象地において、電気自動車を充電するための一般用非接触電力伝送電装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置の設置及び使用はしないこと

(契約の解除)

- 第6条 甲または乙は第2条に規定する使用期間満了前に、自己都合によりこの契約を解除しようとするときは、その〇〇月前までに書面により申し入れなければならない。
 - 2 次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 関係法令等により、この契約が不可能になったとき。
- ② 乙が、この契約の各条項の一つに違反したとき。

(土地の返還)

- 第7条 乙は、本契約が期間満了、解約等により終了したときは、乙の負担において土地を原状回復し、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。
 - 2 ただし、甲が存置を認めた施設についてはこの限りでない。

(誓約書の提出)

第8条 乙は、大阪府暴力団排除条例(平成**22**年大阪府条第**58**号)第2条第2号に規定する暴力 団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、甲に提 出すること。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定めている事項について疑義が生じたときは、 甲乙協議して解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

2024年4月1日

甲 豊中市寺内2丁目4番1号 北大阪急行電鉄株式会社 取締役社長

 \mathbb{Z}